

熊本市立幼稚園規則の一部改正について

熊本市立幼稚園規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立幼稚園規則の一部を改正する規則

熊本市立幼稚園規則(平成11年教委規則第15号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「入園願(様式第1号)」を「入園願書」に改める。

第13条中「(様式第2号)」を削る。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(あゆみの教室)

第16条 委員会は、必要があると認めるときは、行動及び情緒等に課題を有する学齢に達しない幼児及びその保護者に対して適切な相談、助言及び指導を行うあゆみの教室を、幼稚園に置くことができる。

2 前項に規定するあゆみの教室の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

(書類の様式等)

第17条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、委員会が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条を第18条とし、第15条の次に2条を加える改正規定(第16条を加える部分に限る。)は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(提出理由)

あゆみの教室の新設をする等のため、所用の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立幼稚園規則(平成11年教委規則第15号)

改正後(案)	現行
<p>(入園手続及び許可)</p> <p>第10条 保護者は、幼児を入園させるときは、<u>入園願書</u>を園長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(修了)</p> <p>第13条 園長は、幼児が幼稚園の教育課程を修了したときは、修了証書_____を授与する。</p> <p>(ことばの教室)</p> <p>第15条 委員会は、必要があると認めるときは、ことばの発達の遅れ等を有する学齢に達しない幼児及びその保護者に対して適切な相談、助言及び指導を行うことばの教室を、幼稚園に置くことができる。</p> <p>2 前項に規定することばの教室の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。</p> <p><u>(あゆみの教室)</u></p> <p><u>第16条 委員会は、必要があると認めるときは、行動及び情緒等に課題を有する学齢に達しない幼児及びその保護者に対して適切な相談、助言及び指導を行うあゆみの教室を、幼稚園に置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項に規定するあゆみの教室の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。</u></p> <p><u>(書類の様式等)</u></p> <p><u>第17条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式</u></p>	<p>(入園手続及び許可)</p> <p>第10条 保護者は、幼児を入園させるときは、<u>入園願(様式第1号)</u>を園長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(修了)</p> <p>第13条 園長は、幼児が幼稚園の教育課程を修了したときは、修了証書<u>(様式第2号)</u>を授与する。</p> <p>(ことばの教室)</p> <p>第15条 委員会は、必要があると認めるときは、ことばの発達の遅れ等を有する学齢に達しない幼児及びその保護者に対して適切な相談、助言及び指導を行うことばの教室を、幼稚園に置くことができる。</p> <p>2 前項に規定することばの教室の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。</p> <p><b>【新規】</b></p> <p><b>【新規】</b></p>

は、委員会が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(委任)

**第18条** この規則に定めるもののほか、幼稚園の運営に関し必要な事項は、園長が定める。

**【削る】**

(委任)

**第16条** この規則に定めるもののほか、幼稚園の運営に関し必要な事項は、園長が定める。

様式第1号(第10条関係)・様式第2号(第13条関係)

(略)

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条を第18条とし、第15条の次に2条を加える改正規定(第16条を加える部分に限る。)は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。